川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

## 平成30年11月26日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成5年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「長の選挙における」を削り、「並びに議員及び長の選挙における」 を「及び」に改める。

第6条中「(長の選挙における候補者に限る。)」を削り、「当該作成枚数が、」の次に「議員の選挙にあっては8,000枚を超える場合には8,000枚、長の選挙にあっては」を加え、「、70,000枚)」を「70,000枚)」に改める。

第8条中「当該候補者を通じて、」の次に「議員の選挙にあっては8,00 0枚以内、長の選挙にあっては」を加える。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期 日を告示された選挙については、なお従前の例による。

## 参考資料

制定要旨

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの 作成に要する費用を公費負担とするため、この条例を制定するものである。